



監 第 161 号
令和7年12月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市田代地区多目的交流館
所管課 みらい協働課
指定管理者 特定非営利活動法人 葉山の里たしろ
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和7年11月18日
- 5 監査実施場所 寒河江市田代地区多目的交流館
- 6 監査の実施内容 令和6年度の寒河江市田代地区多目的交流館の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 指摘事項はなく、概ね適正と認められた。



監 第 163 号

令和7年12月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市いこいの森
所管課 農林課
指定管理者 寒河江市いこいの森管理会
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和7年11月18日
- 5 監査実施場所 寒河江市いこいの森
- 6 監査の実施内容 令和6年度の寒河江市いこいの森の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 指摘事項はなく、概ね適正と認められた。



監 第 165 号

令和7年12月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿

寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場
所 管 課 さくらんぼ観光課
指定管理者 株式会社GRS
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和7年11月18日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局及び寒河江駅前交流センター
- 6 監査の実施内容 令和6年度の寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 指摘事項はなく、概ね適正と認められた。



監 第 167 号

令和7年12月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿

寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 さくらんぼ会館
所管課 建設管理課
指定管理者 さがえ西村山農業協同組合
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和7年11月19日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局及びさくらんぼ会館
- 6 監査の実施内容 令和6年度のさくらんぼ会館の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 指摘事項はなく、概ね適正と認められた。



監 第 169 号

令和7年12月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿

寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパーク
所 管 課 子育て推進課
指定管理者 チェリーフラワーパーク株式会社
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和7年11月19日
- 5 監査実施場所 屋内型児童遊戯施設
- 6 監査の実施内容 令和6年度の屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークの管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 指摘事項はなく、概ね適正と認められた。



監 第 171 号

令和7年12月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿

寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監 査 対 象 寒河江公園
所 管 課 建設管理課
指定管理者 さがえランドスケープ共同企業体
- 3 監 査 着 眼 点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監 査 実 施 月 日 令和7年11月19日
- 5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局及び寒河江公園
- 6 監 査 の 実 施 内 容 令和6年度の寒河江公園の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、概ね適正と認められた。



監 第 173 号

令和7年12月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒 河 江 市 教 育 委 員 会 教 育 長 佐 藤 志 津 男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市立図書館
所 管 課 生涯学習課
指定管理者 株式会社図書館流通センター
- 3 監査着眼点
所管関係
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
指定管理者
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和7年11月19日
- 5 監査実施場所 寒河江市立図書館
- 6 監査の実施内容 令和6年度の寒河江市立図書館の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 指摘事項はなく、おおむね適正と認められた。